

産業教育常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年6月19日（火） 午前10時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山浦 安生 君	副委員長	志摩 浩志 君
委員	中村 正人 君	委員	秋広 眞司 君
委員	徳田 拓志 君	委員	木野田 恵美子 君
委員	時任 英寛 君	委員	西村 新一郎 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	中村 功 君	牧園総合支所長兼地域振興課長	邊田 政弘 君
農林水産政策課長	木野田 隆 君	牧園産業建設課長	白石 耕二 君
農林水産政策課主幹兼政策G長	桑木 治夫 君	牧園耕地林務G長	臼崎 春男 君

教育長	高田 肥文 君	教育部長	宗像 成昭 君
教育総務課長	東郷 一徳 君	保健体育課長兼準人学校給食センター所長	中馬 吉和 君
文化振興課長	上牧 幸男 君	学校教育課長補佐兼教職員事務G長	名越 秀人 君
保健体育課長補佐	池田 猛 君	指導事務G長	安藤 晋哉 君
芸術文化G長兼文化財G長	鈴木 順一 君	スポーツ振興G主査	野辺 貞孝 君

7. 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

片野坂 重浩 君

8. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元 秀一 君

9. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第37号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第39号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第47号 訴えの提起について

陳情第8号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択の陳情書

10. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

委員長 山浦 安生 君

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月12日の本会議で当委員会に付託となりました議案3件、陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付いたしました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。まず、陳情第8号、少人数学級の推進など定数改善、

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択の陳情書について審査いたします。陳述人の説明を求めます。

片野坂 重浩 君

私の陳情のほうに時間を割いていただき、どうもありがとうございます。説明をいたします。題のほうに、委員長さんのほうから紹介のあった陳情書なのですが、特に少人数学級の推進などを中心に話をしたいと思います。義務教育費国庫負担制度については、現在3分の1の状況がずっと続いているんですが、できることなら2分の1のほうになれば県への財政負担とかそういうのが少なくなりますので、国のほうの率を深くしてほしい、多くしてほしいという思いなんです、なかなか今、国家の状況から言ったら難しい状況もありますが、気持ちとしてはありますので、ここに一応書いてはありますので。それ以上に少人数学級の推進のことについて、今年が大きな節目になっているという意味で、本日はよろしくお願いします。これまでも霧島市議会のほうでは趣旨のほうを御理解いただいているところなんです、特にその点を説明したいと思います。陳情書の最初に書いてあるんですが、35人以下学級については、今、国のほうでは40人学級ということになっております。今年度は小学校1年、小学校2年について35人以下学級ということで、少人数の学級編成が実際されております。昨年度（2011年度）は法制化をされて、小学校1年の35人以下学級が法の下で実現されました。今年度（2012年度）については昨年度の法制化の中で、順次その学年を上る学年に35人以下学級を上げていくという附帯の、そのために向けて法的こととか財政的措置を図っていくというのが2011年度の法制化されたときに付いていたんですが、御存じのとおり3.11の震災等があって財務省のほうはなかなか予算をつけられないというようなことになりました。そういう中で、文科省のほうは一応その部分も含めてなんです、やはり大切なことであるということで、教育のことについては国家挙げて取り組んでほしいということで、秋のほうに財務省等の予算措置、そして法に基づく予算措置をお願いしたところなんです、先ほどの理由で実現なりませんでしたが、その後の財務省と文科省のほうの話合い、取り組みの中で、今年度から小学校2年生については、法の措置はないんですが、加配措置、先生方の定員を加配で増やすと。その増やした分を小学校2年生の分にも使ってもいいということで行われております。昨年度の35人と今年度の小2の35人はそういう意味で若干意味が違う内容になっております。そこで、来年度に向けて35人学級を本当にしっかりするためには、やはり法制化をしてほしいということで、そういう意味でお願いしているところです。もう一つの理由が、実は鹿児島県のほうも伊藤知事になって「すくすくプラン」というのをやっております。この「すくすくプラン」というのは、伊藤知事の下で、小学校1、2年生については40人学級じゃなくて35人以下学級をするというものです。これは法的に都道府県措置で少ない人数にすることも可能になっておりますので、先取りして少人数学級を小学校1、2年生のほうについては知事のほうから鹿児島県は行っているということで、実はこれは御存じのとおり「小1プロブレム」という言葉が一時はやりました。小学校1年生が授業をするときに席から離れていってふらふらしたりとか、これが特定の子じゃなくて、なかなかいろんな多くの子にそういう状況があるということで、そういうような状況もあったりして「すくすくプラン」というのを、そしてこれは鹿児島だけじゃなくて、昨年12月の段階で新聞等にも報道されたんですけど、もう9割以上の都道府県がこの小学校1、2年生については少人数の学級をしているということなんです。そういう意味で、来年度、小学校3年生でしっかり法制化された少人数、35人以下学級の実現が大事な意味をもってくるという意味で、今回、陳情を出した趣旨であります。そういう意味で、その点について深く考えてほしいと思います。また、鹿児島県においては2学年の子供が一つの教室で学習する複式学級というのがほかの都道府県に対して多い状況がありますが、これは国のほうでも一学級が16人以下の場合については複式学級を認めると。そして、1年生を含む場合は8人以下であるという法的な措置もあるんですが、その数字も対応をもっとしてほしいと、複式学級の解消に向けて取り組んでほしいという意味も添えております。その1点目と2点目、そして最初、話をしました義務教育費国庫負担制度の割合を2分の1に復元してほしいという、その三つのこと

について陳情を出しております。別紙の資料については出典も書いてありますが、2ページ目を開いてください。全国連合小学校長会のほうで調べた対象県8県を基にして、学校の先生方の要望、そして保護者の要望、少人数学級に向けての要望。そして、7ページ、8ページについては、7ページのところは学級規模等が少なくなると、その分、先生方（教員）の子供に対する細かい指導がいくということ、いじめとか不登校の状況が解消されたという資料。これは文科省関係からの資料なんです、裏のほうは例年のOECDの日本の公的支出に占める教育費の支出の割合について、OECD各国ありますけど、その中で日本のほうは最下位に近い形であるという状況。ただし、この状況については先生方の一学級当たりの児童・生徒数とか、先生一人に対する児童・生徒数、少しは今、解消されてはいますので、今後もこの取り組みが必要になっていると。ただし、現状としては、2008年とか2011年のことについても後ろのほうに位置はしているんですが、そういう状況であるということの資料です。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 時任 英寛 君

片野坂さんとは大分お付き合いも長くなりまして、毎回御苦勞様でございます。今回また出されたわけでございますけれども、教育環境の整備というのは、これはやはり市の・県のというよりも、国家の重要事項であるということは認識をいたしております。今後、やはり35人学級という一つの基準の中で、それが各学年ごとに拡充されるのが望ましいという考えはいたしておりますが、中でもその先ほど御説明がございました、教室内で落ち着きのない子が各クラス相当数いるとか、そういうお話をされましたけれども、これについてはやはり今、国のほうでも本格的に取り組みを始めましたけれども、発達障害という一つのそういう障害事例があると。結局、今までそういうものを認識していなかったものだから、聞き分けのない子とか落ち着きのない子という形での対応であったのが、しっかりと障害という形で位置付けられて、発達障害者支援法というのもできました。それにつきまして、その市のほうでも独自にその対応策を、職員の配置というよりもそういうカウンセラーの配置であったり、またその支援員の配置であったりということを進めておりますけれども、そういうものとの兼ね合いも含めてのその環境整備だと思えますけれども、その支援員またはカウンセラーの先生方の配置についての見解というのはどのようにお考えをなさっていますか。

片野坂 重浩 君

特別支援員とかカウンセラーと、いろんな様々な方々が教職員として学校に存在することは、特に霧島市、全ての学校ではないですけれども、小学校6年生の後期の半年と中学校1年生の前期の半年、子供と一緒に小6の後期から中1の前期まで子供と一緒に上がっていく教職員、教員でない方々の措置もしてもらったりして、そういうのは県下でもあまり見ない例で、非常にそういうところで大事なことだと、すごく貴重なことだとこちらも認識しております。ただ、そういう意味は、いろんな発達障害に対応するというので、学校における人数ももう限られていますので、それはそういう方向でまたしていただいて、先ほど最初、時任委員さんが言われた、制度として少人数の学級をしていく、今、昔に比べたら少子化であって、昔は多かったけど大丈夫だったじゃないかと言われればそれっきりなんです、ただ、今の状況としてそういう要望もあるということで、そして今の流れが1、2年と来ているところで必要になっているということを御理解してほしいと思います。

委員 時任 英寛 君

できるだけ拡充できる方向性が望ましいわけですが、今、片野坂さんがおっしゃったように、私ども霧島市内の学校でもその格差というのはあるんですよ。当然、複式学級を導入している学校もあれば、複式学級には該当しないけれども30人以下の学級であるということも、これは結構ございまして、あとは俗に言う下場といわれる地域の小学校・中学校についての考え方だろうと、このように思っておりますが、ただこの中で、陳情書の中で出てくる複式学級の解消という点

がございますよね。ただ、私もいろいろとこの複式学級をとっていらっしゃる学校を回って、過去、いろいろ御意見も聴いてまいりました。ただ、私が思うには、結論といたしましてはこの複式学級こそが教育の原点ではないんだろうかと、そういう認識までいたしました。したがって、その半分の時間を一学年ずつ使っていくわけですが、その先生が教えていない時間、1年生を教えているときは2年生は自習時間になっていきます。そこでしっかりと勉強の仕方というのを自分たちが覚えていくと。また、そういう指導をしていくということがございまして、必ずしも複式学級が全ての成績的な低下につながるものではないと認識はいたしているんですけれども、この件についての見解はいかがでしょうか。

片野坂 重浩 君

複式学級を否定しているという意味は全然ありません。今おっしゃったとおり、同じ学年の子供たちではなくて、上の学年・下の学年と一緒に過ごすことで、私たちもすごく学びというのがあると思います。そういうことは本当大切なことだと思います。一応先ほどの少人数学級等を含めて、複式のこれについても一学年16人以下とか、そういう数を下げてほしいと。少しでもそういう複式、もう少し少ない人数でも単式で学べる機会を作ってほしい。そういうような教員の配置が自然と増えますので、そうなってきたら今度は学校全体でも高学年、中学年、低学年、また学校全体の取り組みもいろんなことはできると思います。特に今、学習指導要領の過密化によって授業で精いっぱいというところもあると思いますので、そういうところで教員が増えることで、いろんな様々な行事、それこそおっしゃった他学年と一緒に含めた学年の行事も組めると思いますので、そういう幅が広がるという意味で、単学年の存在をもうちょっと増やす意味での複式学級という意味です。

委員 時任 英寛 君

だから、新指導要領になりまして、今までゆとり教育のせいだという言い方はおかしいと思うんですけれども、学力低下が目立つと。やはりそのことの解消として授業時数を平日増やしているところやら、また過密な授業内容になっているというのも認識をいたしております。これは全然こことは話は別なんですけれども。だったら土曜日、もう一回昼までを復活したらどうよということで、これはもう政治的な流れの中での提案というのでも無きにしても非ずなんですよね。だから、それをすることによって子供たちはまだ余裕ができるんじゃないかという部分もありますし、ここが今回の議論ではございませんけれども。それで、どうしても今度は小規模校になりますと、学力の低下というのが出てきます。今、心配するのが、中学校に行きますと専門の先生方が、教科専門の先生がいらっしゃって教えていかれるんですけれども、小さな学校になりますと先生の数が下げられてきますので、例えば国語の先生が英語を教えたり、社会の先生が理科を教えたりというような実態があるというのでも認識をいたしております。これについての、だから結局踏み込んで言うならば、この小規模校の学力を平準化するための教員配置という発想での陳情というか、そちらの御意見というのでもあっていいのかなと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

片野坂 重浩 君

その点についても、仮に小学校の場合は一人の先生が全教科、場合によっては専科の先生もいらっしゃいますけど、中学校の場合が専科になりますので、それに該当すると思います。学級数が増えることによって教員が増えますので、各教科の先生方の幅が広がるわけですので、そのことにもつながっていくと思いますし、また今、制度として期限付きの先生とか2校掛け持ちで持っている先生なんかもいらっしゃるんです。そういうところで今、補うことはなっていますが、それ以上に先ほど言った学級数が増えることによって教員が増えますので、教科の幅が広がるということにはつながると思います。

委員 中村 正人 君

関連なんですけれども、複式学級ですね。自分の認識とすれば、小規模校とか上場の学校は結構多いんですが、この教育の機会均等と学びの保障の観点から解消が重要だということなんですけれども、学力的にはそういうデータはお持ちであれば教えていただければと思いますけど。その複式

学級になった小規模校の学力が低下したとかということがあれば教えていただければと思います。

片野坂 重浩 君

データのものは御表示するものはちょっと持ち合わせておりません。私の経験でしかありません。私の経験で、確かに複式の学級、小規模校ですが、先生方の細かい配慮がいて、学力が非常に高い部分もあると思います。ただ、今度は集団活動でいろいろ討議をしたりとかいうようなところで、やはり小さい学校から中学校に上がるときですが、集団性になじめなくなって困ってしまったという点もあります。ただ、そういうところは今また小規模校同士の交流をしたりとかいうようなことで、いろいろ工夫をされているところではありますけど、そういうところがあります。

委員 中村 正人 君

ということは、その複式学級の解消というのは基本的に不可能であるので、その小規模校同士の交流とかをやっていると。物理的に仕方がないことでやっているというような捉え方でいいんですかね。あくまでも解消という、そのケースバイケースなんでしょうけれども、ということをおっしゃっているのでしょうか。

片野坂 重浩 君

私の出している複式学級の解消というのは単式にするという意味で、その学校が、子供たちが大きな学校となるともう統廃合になってしまいますので、やはり地域に学校があるというのは本当に非常に大事なことだと思います。いろんな文化的な行事をしても、そこに地域の方が来られて一緒に楽しむということが遠くになるとできなくなりますので、あれは本当、大きな負の結果だと思っていますので、私の言う複式というのは単式で学ぶ場、そして教員が増えることによって学校のまたいろんな幅も、教育の幅も増えるということです。大規模校がいいという意味はまた別のことになります。

委員 時任 英寛 君

それで、結局、教育費の国庫負担分、だからこの分をやはり2分の1にさせていただければ、各自自治体で実際の話がいろんなメニューを考えられるのではなかろうかと。だから、今、片野坂さんがおっしゃるのは総体的な形での教育費なんでしょうけれども、私ども、その地域に合った教育の選択肢というのがあると思うんですよね。だから、今言ったように小規模校の交流事業であったり、今インターネットでつないでいろんな交流会も実際集まってやるのもありますし、日常的にインターネットをつなぎまして交流しているのもございます。だから、そういうものも含めての国庫負担を増やしていただければ、それぞれの自治体でのメニューが増えて、独自性というのでも出てくるのではなかろうかという、私どもは認識はいたしております。そこで、どうしても小規模校の学力の低下を懸念する声等もございますので、今年度だと思えますけれども市教委のほうで中学2年生と3年生ですか、統一模試をして市内のどのくらいのレベルにいらっしゃるんだろうかと。今、中間テスト、それから期末テスト、各学校で先生方がお作りになられて、それを採点して、席順等が決まっていくわけですがけれども、例えば小規模校で10人しかいない学年で8番なんだけれども、全体的にはどうなのかというのが見えてこないということで、市教委としては統一模試的なものを作っても、今取り掛かっているわけですがけれども、そういう試みもあると。だから、したがって、国庫負担分を増やしていただくということについては、非常に私は評価したいとは思いますが、やはり独自性というのを考えたら、単にその通常言われる教育費の国庫負担というよりも、まだ幅のあるものを求めたいと、このように考えておりますが、片野坂さん方がおっしゃる点については、あくまでも従来の国庫補助の負担をやはり2分の1に上げると、このように理解すればよろしいんですか。それとも、別メニューでまだまだその環境整備に各基礎自治体とする分について、含めてというように認識してよろしいのでしょうか。

片野坂 重浩 君

今、話がありましたことについてですが、今ここの陳情の中に入っているのは教員の数を増やしてほしいという意味で、ここの中にはその部分が入っておりません。今年度、教材費について、そ

して昨年度まで一つ一区切りで終わって、今年度からまた新しく図書費関係のことについても国のほうから予算措置がされています。教材費についても今年度から10か年で全国で8,000億円、計算すると1か年当たり800億円ですね。それが毎年、全国の小・中学校に財源措置、教材費というのがされておりますが、その部分は一般財源化ということにされていて、そのことだけに使うということではなくて、そのまた自治体に応じて教育とかいろんな方面に使えるというような措置になっておりますので、そういう措置もされているということは私も認識していて、そういうところでお互い補完できるんじゃないかなと思っていますところです。

委員 秋広 眞司 君

複式学級について、私もちょっとお伺いしたいんですけども、例えば1年生から6年生まで5名ずついた場合、 $5 \times 6 = 30$ 名ですよね。これを一つの教室で学ぶというような学校はあるんですか。そういう近い学年だけの複式になっているんでしょうか。複式の形態がちょっと分からないんですが、教えていただければ。

片野坂 重浩 君

私も、今年のデータがちょっとなかったもので、昨年度の状況で調べてみました。霧島市内は、複式とは一般は1、2年とか2年と3年とか隣接する学年をやっています。霧島市内に3校くらいは確実に1、2年、3、4年、5、6年ということで3学年の複式の学級があります。ちょっと問題になっているのは1年生と3年生、ちょっと年齢層が離れてしまう複式というものもあるんですよ。そのことも結局、途中の真ん中の学年がゼロになったら、2年生がゼロになったら1年生と3年生でとするのがあって、そこは学習内容はかなりつながりがなくて、変則複式というんですけど、いびつな形になっていて、それがいいのかないということで県下で調べたところ、霧島市のほうはそれに該当する学校はなかったでした。そこはちょっと本当、そういう意味で先ほどまた単式の、そういうときは単式でも一学年持てるようにしてもらったほうがいいんじゃないかなという意味も含まれているんですけど、ただ霧島市は該当校はなかったです。

委員 秋広 眞司 君

1年生から6年生までの複式学級というのではないと。近隣の1、2年、3、4年、5、6年生のこのあわせた学級の複式はあるという説明でしたけれども、例えば1年生が5名、2年生が5名、これを解消したら、10名のところを先生が一人でもよかったんですけども、解消したら先生は2名必要になりますよね、単式になるわけですから。そうした経済的な面が非常に問われている問題でもあると思うんですよ、複式を単式にするというのはですね。そこらの考えはどうなんですか。昔は寺小屋とか郷中教育というのはもう一緒に、ほとんど一緒に教育を受けていたわけですから、そんなに支障がそこで出てくるのかなという感じはするんですが、そこらについてはいかがお考えですか。

片野坂 重浩 君

財政的な面というと、子供たちに必要な教材については学校にも整備されていると思いますので、そういう教材関係のものはそうは変化はないと思います。教員がただ一人増えますので、そのやはり賃金、そして教室、ただし教室についてはもうある程度少数、子供が少なくなっていますので、空いた教室とかあると思いますし、事前に分かっていますので、対応ができますので、そういう意味で一番大きなのは教員の賃金面だと思います。ただ、その教員の賃金面については、先ほどの義務教育費国庫負担制度のほうで国と都道府県で持つということになっておりますので、施設的なハード面のところで言うと市町村の財政に関係するし、賃金面については県と国のほうに関係するというようなことになると思います。

委員 秋広 眞司 君

まさにその費用対効果といいますか、その関係の議論だと思うんですよ、複式、単式というのはですね。ですから、これを一緒にくたに1、2、3番目にこれがうたってありますけれども、「複式学級の解消を図ること」と、ニュアンスの違いはありますけど、複式をなくしてくださいと、

単式だけにしてくださいという要望ですので、これは私はちょっと疑義を自分自身では持っているところです。1番と2番についてはやはり世界の水準に追いつくように先生方が教育がしやすいようにということで納得はできますけれども、3番についてはそのように考えてはおりますが、何か御意見がありましたらお伺いします。

片野坂 重浩 君

その部分について、ちょっと説明もやはり自分でもう一回整理したいと思います。参考の意見としてありがとうございます。

委員 徳田 拓志 君

秋広委員の質疑と関連してですが、この目的は少人数にするというのは、やはり目が届く、行き届いた教育ができるということに尽きると思うんですが、裏を返せば教職員の職業の保身、いわゆる職業を守るということになると、やはり身の上は立つわけですから保身になるのではないかと。ひいては日教組という組織の維持になるのではないかと懸念も私はするんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

片野坂 重浩 君

私も日教組の一員ではあるんですが、これは今、別にそういうことは関係なくやっていますので。職を守るということは確かにあると思います。ただし、その裏にはやはり日本の今後の将来を担う子供たちの教育、その教育は学習指導要領の下で公教育の中で実施されていますので。特に私立ではありませんので、私たちは。今、議論しているのは、霧島市の小・中学校のことになりますので、公教育という水準の中で取っていますので、日本そして霧島を含めてその教育という部分では守ることにはなるかもしれませんが、そのためにじゃなくて、もっと今後の日本を担う子供たち、霧島市を担う、鹿児島県を担う子供たちを育てるという意味で考えてほしいと思います。今度は教員が増えたら組合員が増えるんじゃないかということだと思うんですが、数的にはパーセンテージがその分あつたら増えることになるかもしれませんが、もう今、残念ながら組合の組織率も非常に少ない状況です。パーセンテージは増えるというよりは減っていつていますので。そのために増やすという意味は毛頭ありませんので、組織率を増やすとかそういう意味じゃなくて、それ以上に今、本当、学校の先生方、組合の者、それ以外の者、そして管理職の先生方も非常にそういうところで予算的措置があつたら助かるという声を聴いていますので、そういう意味での今回は子供たちにきめ細かな指導をするための教員の措置、そして先ほど時任委員さんが言われた財政的な措置もやはり必要だということで、私はそういう思いでいるところです。

委員 徳田 拓志 君

戦後教育の中で、公教育の中で45人学級、あるいは40人学級、あるいは35人学級、そして今回30人学級という、人数をだんだん減らしてはきているんですね。ところが、それで教育の水準が上がったかという決してそうではない。逆に教育が低下しているのではないかな。あるいは教員の質も低下している。公に我々も含めて議会もそうだろうし、公務員制度、公務員もそうだろうし、ここは根本的には何かというふうに考えると、やはり戦後60年以上の教育の根幹にあるというふうに私は思っているんですが、その中で先生方も一生懸命取り組んでこられたと思うんですけど、人数を減らすだけで解決するものなのか。あるいは要因がほかにあるのか。人数を減らしたらどんな教育、どんな余裕のある教育ができるのか。子供たちにとってですね。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

片野坂 重浩 君

根本的に言えば、子供の学級の人数が変わったからそれぞれ一人一人に教員として対応する気持が数によって変わったといたら、これは本当言ってはいけないことだと私は思います。やはり目の前にいる子供たち、4人であろうとも、場合によっては途中で増えてしまえば40人を超えるときもあるんです。ただ、今、自分が持っているこの自分の持てるだけの力を、ここの40人くらいの子供たちに注ぐ力、一人一人にですね。例え一人に対しても注ぐ力、気持ちはやはり一緒の気持ち

でないといけないと思います。そういう目で私自身はやってきたつもりです。ただ、やはり少なければなどという思いはあるんですね。あの子にこうしてやりたいけど、今こっちの子にかかっているからできないとか、そういう意味での解釈の仕方です。少人数学級という意味で考えてほしいと思います。私も今、徳田委員のおっしゃるとおり、学校の先生というのが本当これはその子供の将来に対して大きな責任を持っていると思います。それは本当事実だと思いますので、そういう意味で私自身がどういう教育をするか、どういう願いでやっていたか。できないのもたくさんあります。でも、そこで悩みながらどういう取り組みをしているかということをや日々感じながら取り組める教員でありたいと思いますので、そういう意味の中で、例えばさっきの子供が少なくなれば、もう一人この子にもできるなど思いもあるし、そういう思いの今回の陳情の内容ではあります。ただ、徳田委員さんのおっしゃった、本当、教員としての認識というところは、そこはまたいろいろ語って、私も教わりたいと思うし、自分の考えを伝えたいと思うし、そういうふうにして日々研鑽する教職員が各学校にやはりいいないといけないと思うところです。

委員 木野田 恵美子 君

縷々聴かせていただいて、やはり一人の先生が40人を、今おっしゃるように10人の人に注がれる目が、やはりその子供がいろんなことを学ぶ上で十分勉強ができると思うんです。だから、子供は先生によって変わることがあるというのをいろいろなところで聴きますので、私は過疎地にずっと生まれ育って住んでいたものですから、複式学級がずっとある学校の近くにいるんです。だから、いつも参観に行きますと、やはり先生の目が行き届いて、まるで家庭教師を頼んでいるみたいなそんな感じに見えるんですけども、そして実際、永水小学校を出た先輩の方に複式学級は弊害があるのかなと思ってどうでしたかと聴いてみると、すみません、私事ですけども、私は学年がその頃多くて33名でしたので、一回も複式学級を経験したことがないんですね。だから、経験した先輩に聴いてみますと、複式学級は別に弊害があるとは思わないと。3年生と4年生と一緒にいると、3年生でよく分からなかったところを4年生の授業で自習をしていると、3年生のところを聴きながら、ああだったんだというのを振り返って、復習ができて、複式学級もいいんだよと言って、胸を張って教えてくださる人がいるんですけど、片野坂さんはその複式学級が別に悪いとはさっきおっしゃいませんでしたよね。弊害があると思っていらっしゃいますか。どうですか。悪いとはおっしゃらなかったんですけども、そういうことで両方が学べて、4年生は3年生のときに分からなかったところを復習できて、また分かって、いいんだよと、良かったと、自分自身そう思っているということを言われるし、そして複式学級から中学校に行った子供たちの入学当時にテストがありますので、それを見てみますと、小さな学校から行った人たちも上位にいるんですよ。だから、小さな学校だからってばかにできないんだと思うんです。だから、先生方の目が行き届いて、しっかりと勉強しているんだということを認識しますので、そういうところはどう思われますか。

片野坂 重浩 君

複式学級について、異学年と一緒に授業の場を過ごすということは、その良さは確かにあるということは私も認識しております。ただ、それがいけないということではなくて、それよりは単式で勉強をして、今さっき1、2年5名、5名とおっしゃいましたね。それを仮に5名、5名で単式で勉強をしたら二人の先生がいらっしゃいますね。そしたら一人の先生がその2年生の勉強をしなが5人に目が行き届くので、そこの復習のところもまたできるし、そういうような学級を作らないといけないということで、単式のほうがいいんじゃないかなということで、ただ複式の他の学年と一緒に学ぶことの良さ、そして学習の場でもグループで学習し合う場、このことが分かっている子と分かっている子が一緒にそこをグループ学習する場、その良さもやはりあるわけです。教えること、習うことを。今度は自分でちょっと疑問を友達に言ったりとか、そういうことの良さがありますので、単に複式という制度が悪いということではなくて、複式よりも単式でしたほうがもっときめ細かいのができるという意味です。それで、複式を完全にゼロにしなさいということではなくて、その数を少しでも減らして単式学級を増やしてほしいというような意味です。

委員 時任 英寛 君

徳田委員の質疑で、片野坂さんの教育理念をお聴きいたしました。だから、片野坂さんみたいな先生方であれば人数を増やしてもいいなという認識はします。ただ、私も子供が4人おりました。小学校、中学校、高校と子供が上がってまいりましたけれども、あれあれという先生方もいないわけではなかったと。全ての先生がそういうことではない、一生懸命される方がいらっしゃいます。だから、やはりその昨日までは学生で、採用試験に通ったら今日から先生なんですね。そのギャップというのも当然ベテランの先生もいる、情熱的に頑張る先生もいる、手を抜かれる先生もいる、語弊がございませうけれども、やはりそのしっかりとした先生方の知識的なレベルということではなくて、やはり教育に対する一つの姿勢というものをもう少し、もう少しというかやはり上げていただかないと。先だつての本会議で「学校の先生というのは聖職者なのか」という質問をされましたら、市の教育長が「聖職者でなければならない」という答弁をされました。そのとおりだと思うんですね。やはり高い目標をその先生方が掲げて教育に携わることで子供たちが伸びてくるというようなことございまして、先生を伸ばせばいいという問題じゃないということで、やはりこれに含めてやはり先生方の資質の向上、本当口はばった言い方で、生意気な言い方になりますけれども、そこも、特に日教組に加入されていらっしゃるとおっしゃるであればなおさらのこと、そのあたりの部分をしっかりと認識を全員がしていただかないと。先生が増えたから良かったねという、増えて困ったなというようなことになるようなことも多々あるのではなからうかという懸念があります。したがって、そういう先生方のスキルアップというか、これは知識とかそういうことじゃないですよ。やはりその取り組みの姿勢であったり、ただそうやって一生懸命される先生方はしっかりとサポートを、財政的にもいろんな形でサポートをしていかないといけないという認識が保護者にも行政にも出てくれば、必然的にこういうものは実現をしていくのかなという気はいたしますが、その先生方の資質ということについて、片野坂さんの見解で結構ですのでお聴かせいただきたいと思ひます。

片野坂 重浩 君

今、もう組合の話も出ていますので、ざっくばらんに私も言いたいと思ひます。心を割って話ができると思ひますので。組合のほうも単なる労働組合という意味ではなくて、私は教育労働組合だという言い方をします。教育で先ほど言った子供たちとどう関わっていくかということ、授業の技量を高めたりとか、そういうようなことなんか両輪で取り組んでいるところです。そういう授業の実践についての学習会とかそういうようなこともやっているところですが、今、委員のおっしゃったとおり、残念ながら組合員の中でもその技量のところで学ぼうというのが、私自身の反省も含めて、さっき時任委員のおっしゃった、先生たちにはこんな先生がいると。いいや、私もそこに関連するかなと思ひところもありながら、でもその気持ちを忘れないでずっと取り組んでいかないといけないと思ひているところです。これは教員でなくて、元学校に携わった者として思ひところです。組合員の中でもう一人と思ひところがあります。だからこそ、私たちは組織として労働運動はもちろんですけど、そういう実践のところ、その学習会もしたりとかいうことをやっているところなんです。ですので、これは組合だから・組合でないからとか、そういうようなところで線は引けないところがあると思ひます。組合に入っていない方でもすごく尊敬される方もいらっしゃいますし、管理職の方も尊敬する方もたくさんいらっしゃいます。そういう意味で教育に携わる者としてどうあるべきかということの質問だったと思ひて、私もそういう意味では組織に入っている・入っていないは別のこと、別のことと言ったらおかしいですけど、それを先に論ずるんじゃないで、子供にどう向かうか。そして、子供の後ろには保護者がいますし、そして地域があります。地域とどうつながっていくか。そのところを大事にしたいと思ひなんです。すみません、答えになっていませんが。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

お尋ねいたします。前回も同じような趣旨の、全く一緒だったのか。前回の陳情書とどの点が違うのか。そして、前回の陳情書につきましては、この同じような3点だったと私のほうでは思っているんですが、それにつきましては様々な、ここに、ちょっと読ませてもらっていいですか。鹿児島県では既にもう35人以下学級については実施されているというようなこと、それから義務教育費国庫負担制度についても国の事情が、大震災という大きな災害もございましたので、そういう事情があったというようなことで、それから今、話にありましたように、この複式学級のほうもいろいろあったというようなことで意見を聴かれていると思うんですね。その中で委員会としては趣旨採択という形で採択をしたわけなんですけれども、そのことについてどんなふうにお考えになっていらっしゃるのか。2点ですね。違う点と趣旨採択という前回の結果について、今回また同じようなものが出されたわけなんですけれども、それに対する考えをお聴かせください。

片野坂 重浩 君

項目的に三つありますが、ただ私の説明の文章が至らなかったなと思うところなんです。本当準備ができずにですね。1番のところの35人以下学級の3年生の部分なんですけど、具体的にそう書けばよかったんですが、そこがこの2行の文章の中には表現されていないし、昨年度と違うところは、昨年度は加配措置だったと。それを今度、小3に引き継ぐわけなんですけど、どういう形でなるかということで、ぜひ一昨年の法的な整備をお願いしたいという指示があったんですが、それが表現されている文章じゃないです。思いはそこです。そして、もう一つ違うのはあと一点あって、去年は複式学級の解消については項目に、ちょっと私も見比べていないので、違ったらすみません、なかったと思うんですが、その2点です。特に1のところの説明不足だなと思うところです。それで、そのところをさっき説明しました。そして、もう一点は趣旨採択というところだったんですが、先ほどのところに関係するんですけど、そのところをしっかりと訴えて、趣旨採択を更に採択してもらおうようにしてもらおうという思いがあったんですが、文章がそういう文章になっておりませんということです。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第8号について陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

[休憩 午前10時45分]

[再開 午前10時48分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号について執行部の見解説明を求めます。

教育長 高田 肥文 君

陳情第8号についての見解でございますが、鹿児島県は小学校1年生、2年生に対しまして、もう既に「すくすくプラン」という形で30人以下学級の実施に取り組んでいるところです。そしてまた、国のほうも今、小学校1年生を35人以下学級としておりまして、2年生についても検討をされました。そういう段階であります。したがって、国の35人以下学級の実現を文科省も要望をしながら進めているところでありますので、いきなりここに書いてあります3年生以上の30人学級がもう実現となりますと、私ども市町村教委はその施設で、30人学級で教室の増にはすぐには対応できないだろうというふうにご考慮しております。そしてまた、全国都市教育長協議会というものがござ

いますけれども、教育長会の中でも私どもが今、要求をしておりますのは、その生活集団、すなわち学級ですが、学級が生活集団としての規模を維持しながら、今度は学習集団としては少人数指導というクラス、学級を分けて、少人数の指導で対応する加配措置ですね、人数を加配する措置をお願いしているところです。ですから、私どもも今後もこれまで同様に、その少人数指導ができるための加配措置をお願いしていきたいというふうに考えております。次に、義務教育費国庫負担制度につきましてですが、これは三位一体改革によりまして、国庫負担の割合が昔2分の1だったものが3分の1に引き下げられておりますので、これは何とか従前の2分の1へ復元していただきたいというふうな気持ちでございます。最後に、複式学級の全てをなくすということは、私どもも複式学級の学校を持っているわけですが、生活集団ということ、それからまたこの学習集団という在り方からも、これを全て解消するということが、実現は厳しいのではないだろうか。そしてまた、教育的にもたくさんもまれたほうがいいのではないかとというふうに考えているところであります。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号につきまして執行部に対する質疑を終わります。次に、議案第37号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第39号、霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

教育部長 宗像 成昭 君

議案第37号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第39号、霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その提案理由の概要を申し上げます。国分児童体育館につきましては、指定管理者に利用料金を収受させることができる旨の規定の新設が主なものであり、また市民会館につきましては、指定管理者が行う業務に駐車場を含める旨の改正が主なものでございます。詳細につきましては保健体育課及び文化振興課からそれぞれ説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

保健体育課長兼隼人学校給食センター所長 中馬 吉和 君

議案第37号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案のほうは3ページになります。新旧対照表は2ページから3ページになります。本条例は、児童及び青少年の健全な体力とスポーツ精神の高揚を目的として、昭和50年に国分地区広瀬に建設された国分児童体育館の設置及び管理のための条例であります。今回の改正は2点ございまして、1点目は指定管理者が管理する当該施設につきましても他の体育施設同様に使用料金制度から利用料金制度への統一を図っていくとするもので、そのために新たに利用料金に関する条項を設けようとするものであります。また、もう一点は、議案第40号で提案のなされております「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行」に伴う関係条例の整備によるもので、本条例も併せて改正を行うものであります。以上で議案第37号に関する説明を終わります。

文化振興課長 上牧 幸男 君

議案第39号、霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案は5ページ、新旧対照表は4ページをお開きください。提案理由といたしまして、現条例では、市民会館の指定管理者が行う業務に駐車場の管理が含まれておりません。市民会館の管理につきましては、指定管理者として財団法人霧島市しみん学習支援公社を直接指定しており、駐車場の管理は霧島市国分地区身体障害者協会に委託しております。平成25年度からは公募による指定管理を予定しており、利用者の利便性の向上と管理の効率化を更に高めるため、市民会館と駐車場を一体的に管理することとして、条例の一部改正を行うものでございます。改正内容につきましては新旧

対照表を御覧ください。改正前の欄の指定管理者が行う業務といたしまして、第14条第1項第1号で「会館の維持管理（駐車場を除く。）に関する業務」と規定しておりますので、この条文から括弧書きの「（駐車場を除く。）」を削ることとします。次に、外国人登録制度の廃止に伴いまして、別表の備考第9（1）中の「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の外国人登録原票に登録されている者」を削ります。以上で議案第39号の説明を終わります。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 時任 英寛 君

まず、児童体育館のほうですけれども、利用料金制度に移行するというので、別段問題がないようなことなんですけれども、実際、今現実に利用料金というのはどの程度のものが徴収されておりますか、平均的に。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

23年度で申し上げますけれども、年間大体20万円くらいの使用料がございます。

委員 時任 英寛 君

あと、今現在の指定管理料は幾らかな。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

ここは御存じのとおり海浜公園、キャンプ海水浴場、南公園、北公園と国分児童体育館と一緒に指定管理料を算出しております。2,350万円でございます。

委員 時任 英寛 君

この児童体育館分という形で算定はしていないのね。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

管理の効率、例えば人件費の問題であるとか、あるいは燃料関係の問題であるとか一体で按分しながら使っているところもありますので、そういうのを加味して経費の削減ができるように計算をしているところです。児童体育館として幾らというような計上の仕方はしていないところです。

委員 時任 英寛 君

となれば、今回この改正によって行政当局というか、教育委員会としてはその利用料金を徴収する仕事が省けるわけですから、非常に委員会としては効率よくなって、そして今度は指定管理者としてはもうその場で料金収受ができるから、合理的には考えられますよね。そのような観点から改正をされたと思うんですけれども、こういう見解でよろしいですか。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

おっしゃるとおりですが、もう一点ございます。指定管理者は、利用料金制度を導入すると、自分で努力をして自主事業をすることによって利用者を増やすことになります。そうしたら、今23年度で20万円相当と言いましたが、これが22万円にも25万円にも自分たちの努力で稼ぐことができるということで、民間のほうが入りやすい制度を、そして利用率を上げるようにという観点からこの利用料金制度を導入するものであります。

委員 時任 英寛 君

それで、利用料金制度のこの自主事業の開設ということで、また弊害も出てくると。通常使える方々が、その自主事業の講座等をした場合、そこあたりのスケジュール調整というか、そのあたりをしっかりと念頭に置かないと、その売り上げを上げんがためにいろんな形で自主事業を打ってあげれば、本来、地域の方々の、または本来の目的であるこの趣旨から外れてしまうようなことがあってはいけないということでは、そういうことも懸念されますので、そのあたりはしっかりと。今までの施設があります運動公園等も、ここも講座がたくさんあって、なかなか体育館が空かないよねという苦情が来ているのも事実なんですね。だから、自主事業としてされるのは結構です。あくまでも市の施設であるという認識のもとで運営に取り組んでいただくような、やはり協定を結ぶ段階でそういう形での詰めはしていただきたいと思いますが、いかがですか。

保健体育課長兼隼人学校給食センター所長 中馬 吉和 君

御指摘のとおり、利用者の利便性についてはこれまでのことを考慮しながら、利用者が不利益を被らないように十分協議してまいりたいと思います。

委員 徳田 拓志 君

その利便性の件ですけど、市民会館も同じようなことが書いてあるんですが、利用者の利便性の向上と管理の効率化を高めるために駐車場を一体的に管理するための指定管理をするということなんですが、今、身体障害者協会の方々がやっていたらいいですね。この方々のこの仕事を失ってくるんじゃないかなと、指定管理によってはね。その辺は危惧するんですが、それが利用者の利便性と管理の一体化、効率化というのは何か結び付くんですか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

今現在、霧島市民会館の一般公募の指定管理について、今、事務を進めているところでございますが、実は一体化することによって、身障者協会との契約等はどうかというような懸念もございましたけれども、これにつきましては今回、市民会館の管理に伴います仕様書というのを作りますけれども、その中に市民会館の駐車場の管理については現在行っています協会と委託をさせていただきますというような形の文言も入れておりますので、その辺の懸念についてはないような形にしております。また、今現在、その効率性という話ですけども、実は現段階では市民会館につきましてはしみん学習支援公社にお願いしているところでございます。そして、駐車場につきましては文化振興課で直接委託をしておりますので、我々が担当しているということになりますが、例えば一つの事例ですけども、市民会館の駐車場でちょっとトラブルがあった場合、当然利用者は市民会館駐車場ということでしみん学習支援公社のほうに行きますけれども、契約をしていないわけですので、ちょっとうちではないということで、隼人の文化振興課に行ってくれというような形で、結構今までそういう中でトラブルはございました。今回、一般公募の指定管理をすることにつきまして、今回、条例を改正して一体型にすれば、その指定管理者の中で全て問題等も解決するような形ができるんじゃないかなというふうに酌んでおります。当然大きな事故等とか、そんな形になれば、当然主管課であります文化振興課のほうでも対応いたしますけれども、そういうトラブルがこれまでにいろいろとありまして、また市民からもそのような苦情がございましたものですから、今回、条例改正をしまして一体型の管理をしようというような形で条例改正をいたしました。

委員 徳田 拓志 君

それでは、その今、身障者協会のほうにお願いしている駐車場の管理は、例えばしみん公社が指定管理を受けたとしても、引き続きできるように配慮はしてあると、このように理解してよろしいですね。はい、分かりました。

委員 時任 英寛 君

関連でございますけれども、要はその減免措置がございますよね、駐車料金の。市民会館を当然使われた方は、その駐車場については2時間を超えても使用料は頂かないと。現時点においては市の駐車場の考え方で2時間無料ということでございますけれども、これについては今までどおりにされるのか。そして、その市民会館を使用しないで役所を使用する場合、例えば保健センターでは検診等もございます。いっぱいになります。レントゲンやら何やらもございます。その際に市民会館の駐車場を利用した場合、その市の行事で、市民会館の行事ではなくて、市での用事または行事で使用した分についての減免措置はあるんでしょうか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

今現在、駐車場につきましては今、委員おっしゃるとおり市民会館を含めて全部で四つの駐車場がありますけれども、一応基本的には全て今、委員がおっしゃるような形の減免措置は行っております。ただし、市民会館の駐車場につきましては、市民会館のための駐車場というような形でちゃんと打っていますし、また条例等もそういうような形で整備しておりますので。例えば、市民会館でコンサートとか講演会とかそういうようなもので市民会館をお借りして行うような行事につきま

しては、そちらの使う方々を優先して使うような形で現在も行っております。ただし、市民会館が講演会とかそういうような行事で使っていないで、空いているような状況でしたら、当然現在もですけれども、例えばシビックセンターに用事があるとか、今、委員がおっしゃるような保健センターが駐車場が少なく、足りない分についてはそちらを使うというような形で、柔軟な形で対応させていただいているところでございます。

委員 時任 英寛 君

ということは、要はこういう条例が改正になったときに、当然告示をいたしますよね。ところが、市民の皆さんはその掲示板を見に来られる方はほとんど、100%と言っていいほどいらっしやらない。だから、形態は今までどおりという認識でよろしければそのままでもいいわけでございますので、今まで従来どおりの形態でいくと、こう確認をしますけれどもよろしいですか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

現在の従来どおりの使用の仕方で進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第37号及び議案第39号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午前11時07分]

[再開 午前11時09分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第47号、訴えの提起について審査いたします。執行部の説明を求めます。

農林水産部長 中村 功 君

議案第47号につきまして御説明申し上げます。旧鹿児島県立農業大学校跡地の3筆につきまして、当時、所有権移転登記手続が行われておらず、合併後、所有権移転登記手続を求めてまいりましたが、12人中2人の方が応じていただけなかったため、取得時効を援用し、所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものです。なお、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

牧園産業建設課長 白石 耕二 君

詳細について御説明申し上げます。旧鹿児島県立農業大学校跡地は、平成16年8月27日、鹿児島県から返還を受け、現在、牧園総合支所産業建設課で普通財産として所管いたしております。これまでの経過につきまして御説明いたします。旧牧園町では、昭和35年4月から開場する鹿児島県農村センター用として土地を提供するため、用地買収のための調停委員6名を選任し、用地買収計画に基づき買収しております。この買収計画にあった当該土地は、登記名義人が昭和23年10月2日「自作農創設特別措置法」により鹿児島県から取得された土地でありました。当時の調停委員も登記名義人から買収する予定であったようですが、現地並びに聞き取り調査によると実質的所有者が存在したので、実質的所有者から土地を買い受けております。そして、本件土地を含めた全体の用地取得については、当時の町議会への経過報告等を行っています。この取得した用地のうち、登記名義人3名6筆分が所有権移転の手続が行われないうまま現在に至っております。3名の登記名義人の相続人全員に対し、経緯説明と同意を得るために訪問を開始し、その結果、平成23年2月までに2名の登記名義人の相続人からは同意をいただき登記を完了いたしておりますが、1名の登記名義人の相続人12名のうち2名から同意を得られませんでした。今回、訴えの提起について提案いたしております訴訟の相手方に対し、再三所有権移転登記手続を求めてまいりましたが、これに応じただけがないため、取得時効を援用し、所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものです。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午前11時13分]

[再開 午前11時17分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

委員 秋広 眞司 君

1点だけ質問いたしますが、3名の相続登記名義人がおられたわけですね。1名の方の法定相続人12名のうちの2名が応じていただけないと。あと2名の方の法定相続人は何名くらいおられたんですか。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

今3件ありまして、そのうちの2件は解決しております。まず、そのうちの1件の相続人が6名、もう一件の相続人が13名、そして今回の訴えの提起に係る分の相続人が12名でございます。

委員 秋広 眞司 君

経緯の説明と同様、求めるために訪問をされた。一軒一軒全部訪問されたんでしょうけれども、その2名の方の同意できない理由というのは何なんですか。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

合わせまして計16回ほど訪問いたしました。これは代理人の方を立てられておまして、代理人の方も含めまして16回やっているところなんですけど、実際的にはやはり金銭的な解決を求められて、やはりそれには応じられないという、結局向こうの言われる意見とうちの意見とが平行線をたどって結び付かなかったということでございます。

委員 徳田 拓志 君

登記名義人から買収する予定だったけど、実質的な所有者が見つかったということで、その実質的な所有者から買ったんだというふうに書いてあるんですけど、その実質的な所有者というのはどのような確認をされたのか。それをお尋ねします。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

説明でも申し上げましたように、当時6名の調停委員が定めてあります。その6人につきましては、当時の牧園町助役、それから課長が2名、それと議会議員の方が2名、農業委員の方が1名ということで6名です。そして、用地買収計画というものを立てられて、そして交渉に当たっておられます。その中で、結論から言うと個人売買があったということなんですけれども、実際に買収に際して特に留意する事項というのがその中に立ててありまして、実情にとらわれず公平な格付けをすること、それから農地法に抵触するおそれのある個人売買済のものについては、双方を指導して両者のあっせんに努めて、これが解決を図るとともに、両者の意見を尊重して、後日に内紛の惹起せざるごとく臨むと。買収済みのものについては、特に未払い、内金払い、あるいは全額払いのものについても売渡証の所在を確認して、その後、措置に遺漏のないように処理することということがうたわれておまして、それに基づきいろいろ調査をされて、本来その登記名義人から購入することで進めていっしょにいましたけれども、調査する中で実際の実質的管理者がいたということで、その方から購入をしたというふうには聞いております。

委員 徳田 拓志 君

6人のメンバーもおっしゃいましたけど、農業委員会のメンバーの方とかいろいろ入っていらっしやって、私はその農地の売買に対するプロだと思いますよ。プロの方が6人入っていらっしやるわけですね。まず、確認の第1ですけど、実質的存在者という方が、例えばAさんからAさん、売主の所有者という登記名義人がいました。Bという実質的所有者の存在の方が買いましたという書類があるわけですね。その中で、今度、牧園町なり霧島市に譲渡するときには、売った実質的所

有者であるBさんですよ、乙さんでもいいんですが、その方が責任を持って所有権移転をする義務がある。これは御存じでしたか。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

知っております。

委員 徳田 拓志 君

御存じであれば、そのBさんにどのような経緯を説明されて、「Bさん、あなたから買った土地は所有権が直らないじゃないか」という話もされるはずですよ、御存じだということであれば。それをなぜ霧島市が今までこうしてやっているのか、私には理解できないんですが、そのBさんの責任というものはどのように追及をされていますか。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

昭和35年当時の話でございまして、実際的にそこがどういったやり取りがされたのかということについては書類的に記録が残っていないものですから、現段階ではどういった形でこのまま残ったのかということは、ちょっと分からないという表現がいいのか分かりませんが、そういう状況でございまして。

委員 徳田 拓志 君

その当時の、要するに購入してから今までどのような形で使われて、誰がどのような耕作とか使用状況であったのか、それはわかりますか。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

昭和35年4月1日から鹿児島県農村センターが牧園町に開設しておりまして、昭和53年3月31日まで県の農村センター用地として、畑として利用されております。そして、昭和53年4月1日に県立農業大学校が同地に開校いたしまして、その後、農地として利用をされております。

委員 徳田 拓志 君

実効支配はしていたという認識がございましてか。

牧園総合支所長兼地域振興課長 邊田 政弘 君

認識しております。

委員 徳田 拓志 君

実効支配をしていたということは、20年以上実効支配をしていないとこういう時効取得の請求はできないんですが、問題はそのAさんですね、売った側の相続人が今、問題になっているわけでしょう。名義が変わっていないと。最初のAさんが売ったわけでしょう。そのAさん側の相続人じゃないんですか。

委員長 山浦 安生 君

ここでしばらく休憩します。

[休憩 午前11時25分]

[再開 午前11時33分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第47号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午前11時34分]

[再開 午前11時42分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案処理を行います。まず、議案第37号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第37号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第39号、霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第39号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第47号、訴えの提起について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第47号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第8号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択の陳情書について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

委員 秋広 眞司 君

提出者の方からと教育委員会から説明を受けたんですけれども、教育長が言われるには、私もこの1、2、3点について私自身で判断しましたところ、やはり3点目の複式学級というのはどうも、その解消を図ることということであってありますけれども、それについては私は複式学級、グループの学習の場があり、あるいは一緒に学ぶことの尊さとかいろいろあるわけでありまして、単にこれを解消することによって、単式にすることによって利便性といいますか、あれが図れるようには考えられないと思います。教育長のほうからも1点目については30人以下学級にすることについてはもう国・県も対応へ向けているので、30人に要求があってもそれは対応できないというような回答をされました。また、2点目については、これは2分の1に復元することは賛成でしたけれども、3点目についても複式学級全て解消は、実現は難しいというような判断を示されたわけありますので、私はこれについては、一部は賛成できますけれども、全部は賛成できないという立場であります。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。しばらく休憩します。

[休憩 午前11時46分]

[再開 午後0時08分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

委員 時任 英寛 君

現場視察も踏まえて閉会中の継続審査を私は提案いたしたいと思います。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、陳情第8号については継続審査という意見が出ましたが、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は継続審査とすることに決定いたしました。以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 西村 新一郎 君

議案第39号については、現状の身障協に対して駐車場の管理を委託していることは、そのとおり遵守していくということの確認をしたということはやはり委員長は報告しておいたほうが良いと思います。

委員長 山浦 安生 君

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、それでは委員長報告につきましては委員長に御一任いただけますか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に、閉会中の所管事務調査につきまして、項目を「農林水産行政について」、「商工観光行政について」及び「教育行政について」ということで提出をしておくということでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に、会次第3のその他に入ります。先日の打ち合わせで御説明いたしました「所管する政策に係る国・県への要望の取りまとめについて」であります。産業教育常任委員会所管の政策に係る事項で、課題や要望として取り上げたいものについて協議に入ります。何かございませんか。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午後0時13分]

[再開 午後0時33分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、「霧島錦江湾国立公園の環境整備について」、「霧島ジオパークへの支援について」、この2点を出しておきますのでよろしくお願ひしたいと思います。その他で皆様から何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業教育常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後0時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 山浦 安生